

豊中市消防局防災計画指導基準

(目的)

第1条 この基準は、「高層建築物等の防災措置に関する要綱」(平成12年6月1日大阪府内建築行政連絡協議会策定)に基づいて防災計画書が作成される場合において、事前に建築主又は設計者に対して指導すべき内容を定めるものとする。

(防災センター)

第2条 防災センター(中央管理室、守衛室その他これらに類する場所を含む。以下同じ。)は、避難階に設けること。

- 2 防災センターと他の部分は、耐火構造の床、壁又は防火設備で区画すること。
- 3 防災センターの床面積は、消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号。以下「規則」という。)第12条第1項第8号に掲げる総合操作盤の設置を要する防火対象物にあっては、50平方メートル以上とすること。
- 4 夜間等無人時に防災センターの出入口を施錠する場合は、非常の際に外部から容易に進入できる構造とすること。

(消防用設備等)

第3条 スプリンクラー設備は、次の各号によること。

- (1) 防火対象物の11階以上の階及び高さが31メートルを超える階にあっては、規則第13条第1項及び第2項の規定によりスプリンクラー設備の設置を要しない部分であっても設置すること。
 - (2) 防火対象物の11階以上の階及び高さが31メートルを超える階にあっては、規則第13条第3項第11号及び第12号の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分であっても設置すること。
- 2 不活性ガス消火設備は、二酸化炭素を放射するもの以外のものを設置すること。

(消防活動施設)

第4条 非常用エレベーターは、次の各号によること。

- (1) 避難階にも乗降ロビーを設置すること。
- (2) 乗降ロビーは、防災センターと容易に、かつ、安全な通路で連絡できるようにすること。
- (3) 乗降ロビーは、外部から消防隊が容易に、かつ、安全に進入できるようにすること。
- (4) 乗降ロビーへの通路は、外部から容易にストレッチャーが移動できるようにすること。
- (5) かごは、奥行き2メートル以上又はトランク付の構造とすること。

- 2 ヘリコプター屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースは、別紙「ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準」によること。
- 3 消防隊の進入経路に設ける扉は、破壊錠又は自動火災報知設備との連動で解錠できるものとする。
- 4 総合操作盤又は連結送水管の加圧送水装置が設置される防火対象物にあつては、消防隊と防災センターとの連絡等が有効に行えるよう各階に連絡装置を設置すること。
- 5 非常用エレベーターが設置されない防火対象物で、はしご車の有効活動範囲を超える部分がある場合は、バルコニーに上下操作式の避難はしごを有効に設置すること。ただし、当該防火対象物の各階に消防隊が容易に進入できる階段を「開発行為等に係る消防水利の整備及び消防活動空地等の設置基準」（平成29年10月23日豊消予第53号消防長通知）第4条第3号イ（イ）に定める基準に従い、又は当該基準の例により設置した場合は、この限りでない。
- 6 消防活動上の困難性を有する倉庫、工場又は作業場にあつては、「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」（平成30年3月27日総務省消防庁作成）に示される対策を講じること。

（一時避難場所）

第5条 防火対象物の11階以上の階及び高さが31メートルを超える階にあつては、避難者が一時的に安全に待機することができる広場、避難上有効なバルコニーその他これらに類する施設を設置すること。

附 則（平成29年1月24日豊消予第90号消防長通知）
この基準は、平成29年1月24日から施行する。

附 則（令和2年8月21日豊消予第252号消防長通知）
この基準は、令和2年8月21日から施行する。

ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準

1 目的

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるために、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等及びこれらに設置する建築物の屋上構造に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準の用語の定義は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、航空法（昭和27年法律第231号）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の例によるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 緊急離着陸場

災害活動に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で消防機関等のヘリコプターが離着陸できる場所

(2) ホバリング

ヘリコプターが救助や物資供給のため建築物上の一定の高さの空中で停止すること。

(3) 緊急救助用スペース

ホバリングにより救助活動等を行えるような要件（障害物のないこと、広さ、必要な設備）を備えた建築物の屋上スペース

(4) 高度医療施設

救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発692号）に定める救急救命センター及びこれらに準ずる医療機関

(5) 緊急用ヘリコプター

航空法第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプター

3 設置対象物及び設置区分

ヘリコプターの着陸またはホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物にあっては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置する。

(1) 軒高45メートルを超え100メートル以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの

緊急離着陸場 H又は緊急救助用スペースR

- (2) 軒高100メートルを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの
緊急離着陸場 H
- (3) 高度医療施設
緊急離着陸場 H

4 進入表面及び転移表面（別図1～3参照）

ヘリコプターが着陸またはホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は次の各号に定めるものすべてに該当すること。

- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面が、原則として直線の2方向に設定すること。
ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できる（別図3）。
- (2) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (3) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件が突出していないこと。
また、着陸帯及び緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯（燈火は、航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるもの。光度は、10カンデラ以上）を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、蛍光塗料を塗色する等、夜間視認処置を施すこと（別図3）。
- (4) 緊急救助用スペースの設置について前（1）から（3）までの規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できる。

5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 着陸帯等
 - ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。
 - イ 着陸帯には、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで着陸帯及び着陸区域の境界線、着陸帯標識 H 、最大荷重標識、認識番号を別図4・5に基づき表示すること。
なお、認識番号は緊急離着陸場本体の着工後に指定する。
 - ウ 緊急離着陸場の床面に必要な強度は、12トン（ヘリコプターの全荷重量の2.2

5倍の荷重が短期的に掛かるもの)として設計すること。

エ 床面の構造は、次によること。

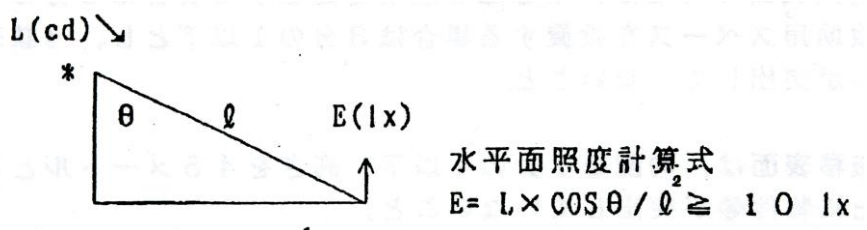
(ア) 床面の構造はプラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止の措置を施すこと。

(イ) 床面の最大強度勾配は2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で着陸区域照明（燈火は、航空可変白の不動光で、配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された着陸帯の中心における水平面照度が10ルクス以上）を設置すること。

イ 着陸帯の境界線の中心から外側に1.5メートル以内に境界灯（燈火は、航空白または黄の不動光で光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるもの。光源は、10カンデラ以上）を等間隔に8個以上設けること。また、境界灯は原則として埋込型とすること。



ウ 非常電源として連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電を設置すること。

エ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作及び退避場所付近に設けた操作盤により、必要時に点灯でき、かつ防災センター等で点灯が確認できるものであること。

オ 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設するか、または、これと同等以上の耐火保護処置をとること。ただし、非常電源装置が屋上に設置されている場合は、耐火保護処置を必要としない。

(3) 脱落転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。

ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること

イ 構造は、高さ40センチメートル以上の手すり壁、さく、若しくは金網又は長さ1メートル以上の勾配5分の1の傾斜床とすること。

(4) 燃料流出防止施設（緊急離着陸場のみ）

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込まない

よう、次の基準により燃料流出用防止施設を設置すること。

ア ためます、側溝等を利用する方法として、いずれの場合も1,000リットル以上の有効容量を確保できること。

イ ためます等が2ヶ所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避するための場所を次により設けること。

ア 待避場所は、緊急離着陸場等の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場等をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

イ 待避場所から緊急離着陸場等に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるように階段等を設けること。

ウ 待避場所には、別図6に示す待避標識を表示するとともに、ゼブラマーク等により区域を表示すること。

エ 待避場所の面積は、おおむね50㎡以上とすること。

(6) 消防用設備等（緊急離着陸場のみ）

緊急離着陸場付近には次により消火器及び連結送水管を設置すること。

ア 消火器は、一般火災に対しては2以上、かつ油火災に対しては3以上の能力単位を有する泡又は強化液消火器を1本以上設置すること。

イ 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース（65mm×20m）2本以上、噴霧切替ノズル（口径23mm）1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

(7) 連絡装置

待避場所付近に、屋上と防災センター等とが連絡できる非常電源を有するインターホン等の連絡装置を設置すること。

なお、非常電話を連絡装置とする場合は、消防法施行令第24条に掲げる放送設備の起動装置とならないようにすること。

6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、 $\text{\textcircled{R}}$ の標識及び認識番号を別図4・5に基づき表示すること。

なお、認識番号は緊急救助用スペース本体の着工後に指定する。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) 床面の構成はプラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止の措置を施すこと。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備

前記5.(2)の基準に基づき設置すること。

なお、境界灯は埋込型または地上型とし、緊急救助用スペースの境界線の中心から外側1.5メートル以内に等間隔に8個以上設けること。

(3) 転落防止施設

前記5.(3)の基準に基づき設置すること。

(4) 待避場所

前記5.(5)の基準に基づき設置すること。

(5) 連絡装置

前記5.(7)の基準に基づき設置すること。

7 屋上出入口の構造等

屋上出入口は、次の各号に掲げる基準による構造とすること。

(1) 屋上出入口と緊急離着陸場等は原則として段差のない通路で連絡すること。

(2) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。

(3) 屋上の出入口の扉は、内部及び外部から非常解錠できる構造とすること。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 屋上出入口の扉の内側に、緊急離着陸場等へ至る経路を示した案内標識を提出すること（図6参照）。

(6) 高度医療施設の屋上出入口は、担架、ストレッチャー等が通行できるように必要な幅員を確保すること。

8 排煙排出口の位置

屋上等に機械排煙設備を設置する場合は、排出された煙により消防活動や避難に支障とならないように配置すること。

9 非常用エレベーター

非常用エレベーターのある建物は、原則として1基以上の非常用エレベーターを屋上に着床させること。

また、高度医療施設にあつては、非常用エレベーターのかごの内寸は担架、ストレッチャー等を収容できる大きさとする事。

10 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適性に維持管理すること。

11 基準の特例

緊急離着陸場等の設置については、消防局長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができる。

12 図書の提出

(1) 緊急離着陸場等設計届出書

緊急離着陸場を設置するときは、建物本体着工までに当局と事前協議を行い、次の各号に掲げる図書を各4部（正3部、副1部）提出すること。

ア 緊急離着陸場設計届出書（第1号様式）

イ 配置図（建物敷地周辺を含むもの 1/500以上）

ウ 各階平面図（1/500以上）

エ 進入表面、転移表面の水平投影図（図1・2参照）

（ア）進入表面、転移表面全体が投影された周辺全体図（1/2, 500以上）

（イ）建築物の屋上（緊急離着陸場等の設置階）の詳細平面図（1/200以上）

オ 進入方面、転移表面の断面図（図1・2参照）

建築物の屋上部分のみに係る、進入表面、転移表面2方向からの詳細断面図（1/200以上）

カ 夜間照明設備、連絡装置の配置図（詳細平面図に明記も可）及び各仕様書等（照明設備照度計算、非常電源連続運転計算書を添付すること。）

キ 緊急離着陸場設置の場合は次の図書等も添付すること。

（ア）着陸床面強度計算書

（イ）燃料流出防止施設の構造書又は仕様書等

（ウ）消防用設備等の配置図（詳細平面図に明記も可）及び仕様書等

(2) 緊急離着陸場等設置届

緊急離着陸場等の設置を完了したときは、消防局長の行う完成検査を受けるまでに、設計届出書において当局より指導を受けた箇所を修正のうえ、緊急離着陸場等設置届出書（第2号様式）を4部（正3部、副1部）提出すること。

なお、添付図面努めてA3版とすること。

ア 緊急離着陸場設置届出書（第2号様式）

イ 前記（1）.イからキまでに掲げる図書（指導事項を修正したもの）

(3) 緊急離着陸場等届出事項変更届

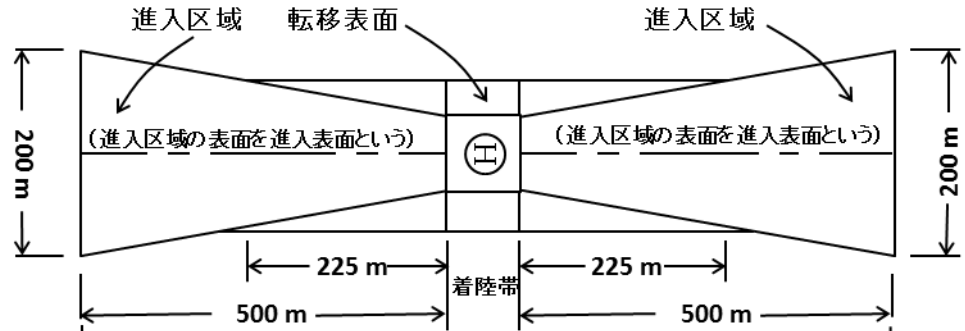
緊急離着陸場等の設置後、本設置基準に関する変更点が生じた場合は、当局と事前協議のうえ緊急離着陸場等届出事項変更届（第3号様式）を4部（正3部、副1部）提出すること。

ア 緊急離着陸場等届出事項変更届出書（第3号様式）

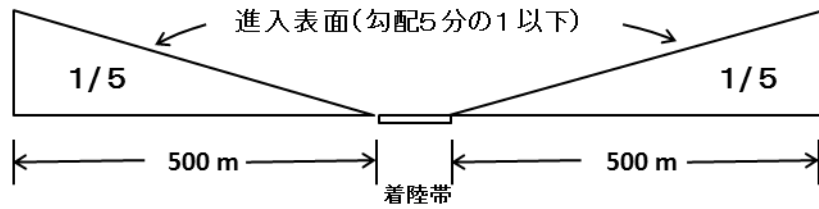
イ 変更に係る図面等（配置図、平面図、断面図等）

緊 急 離 着 陸 場

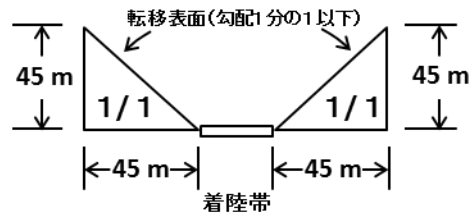
平面図



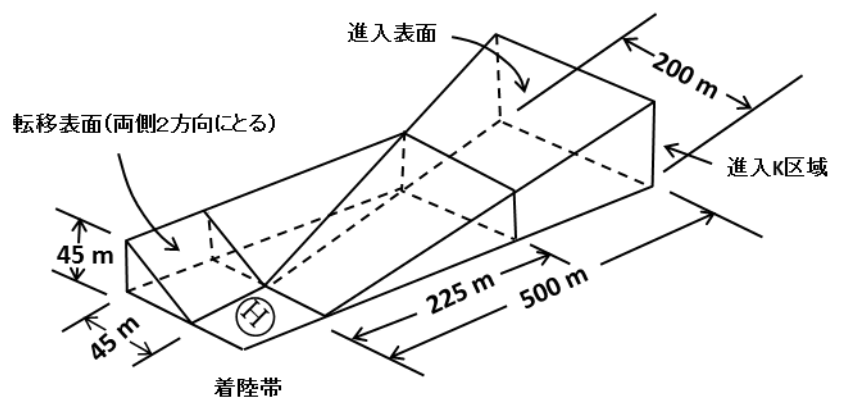
進入表面断面図



轉移表面断面図

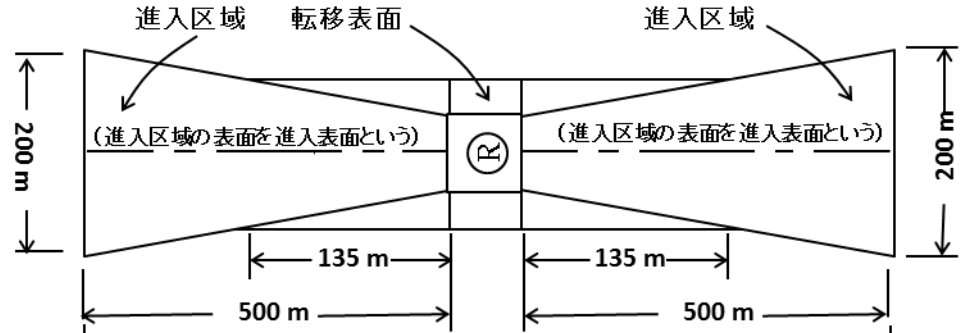


立体図



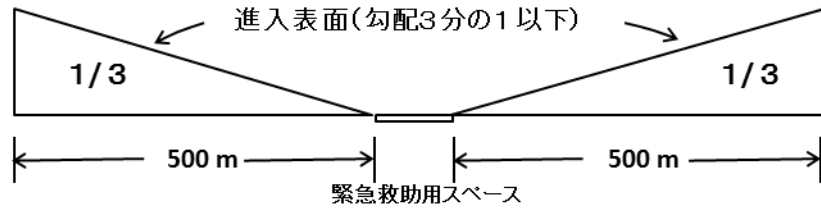
緊 急 救 助 用 ス ペ ー ス

平面図



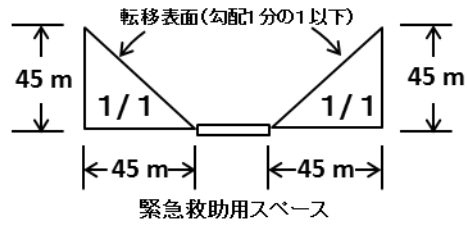
進入表面断面図

垂直上方に
5mまで移行可能

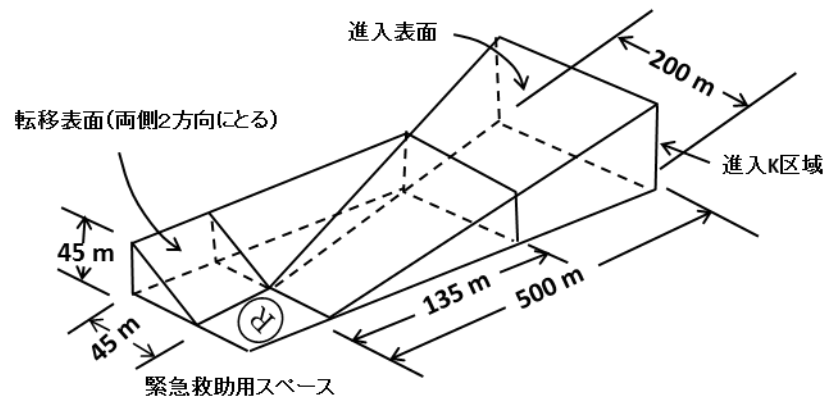


転移表面断面図

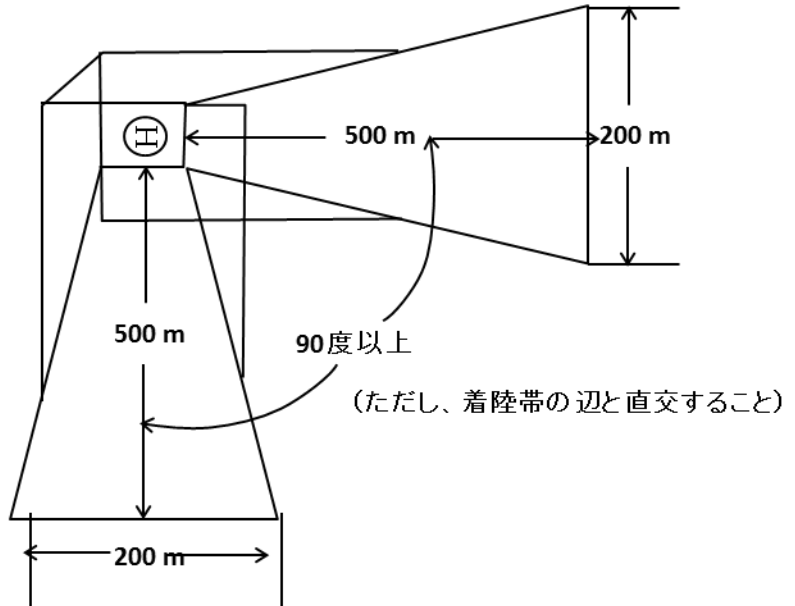
垂直上方に
5mまで移行可能



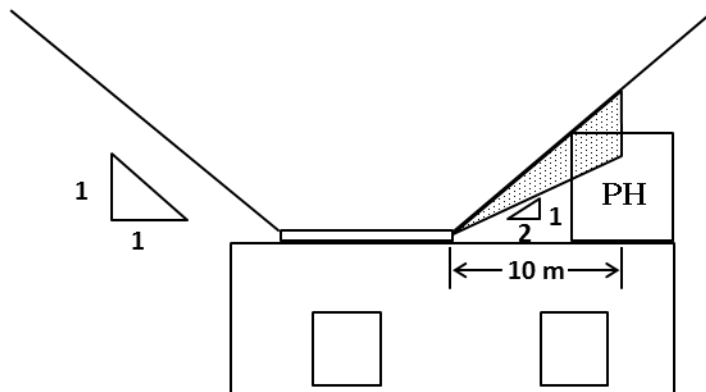
立体図



進入表面が直線にとれない場合

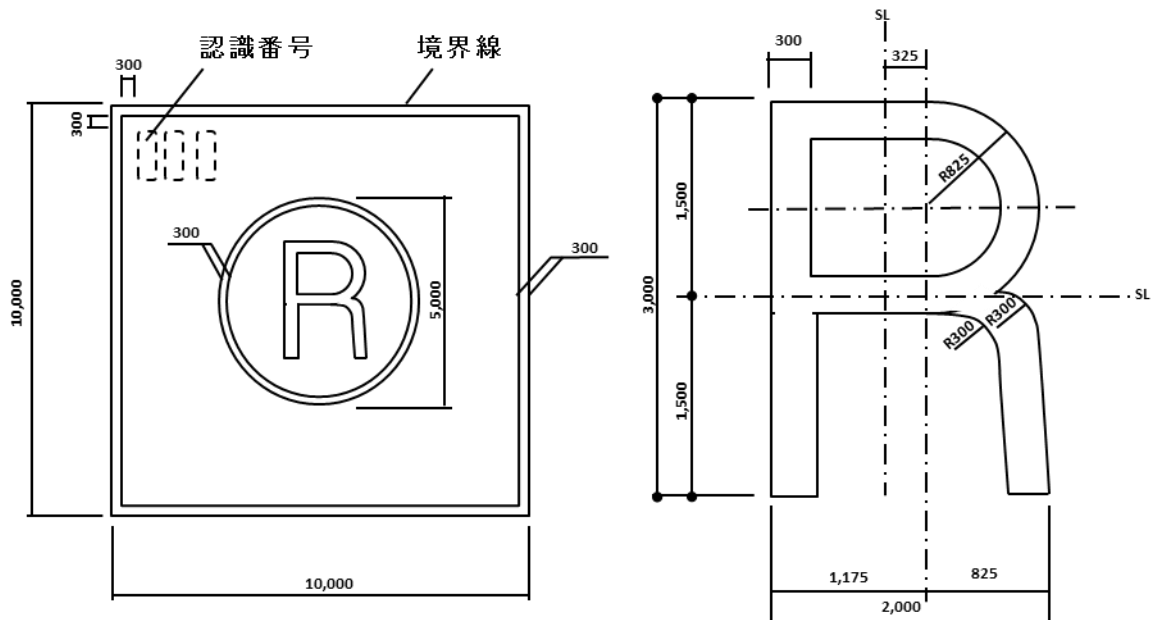
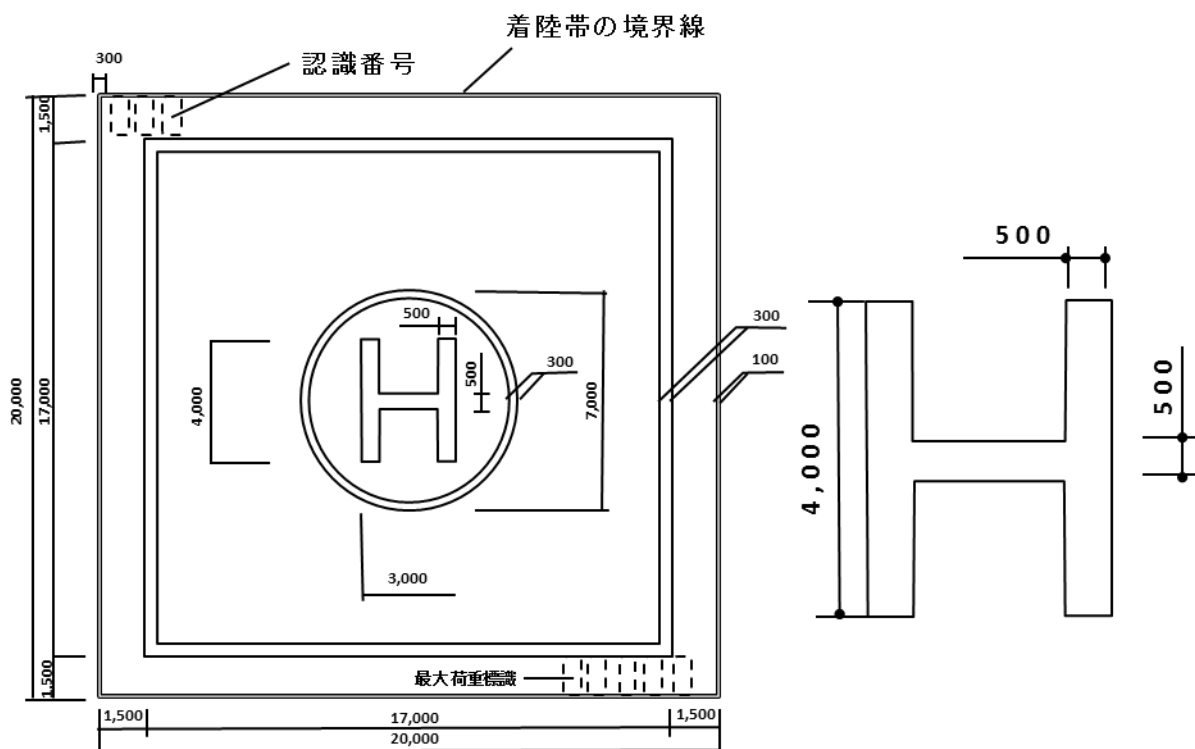


4 (3) 夜間視認処置を必要とする物件等



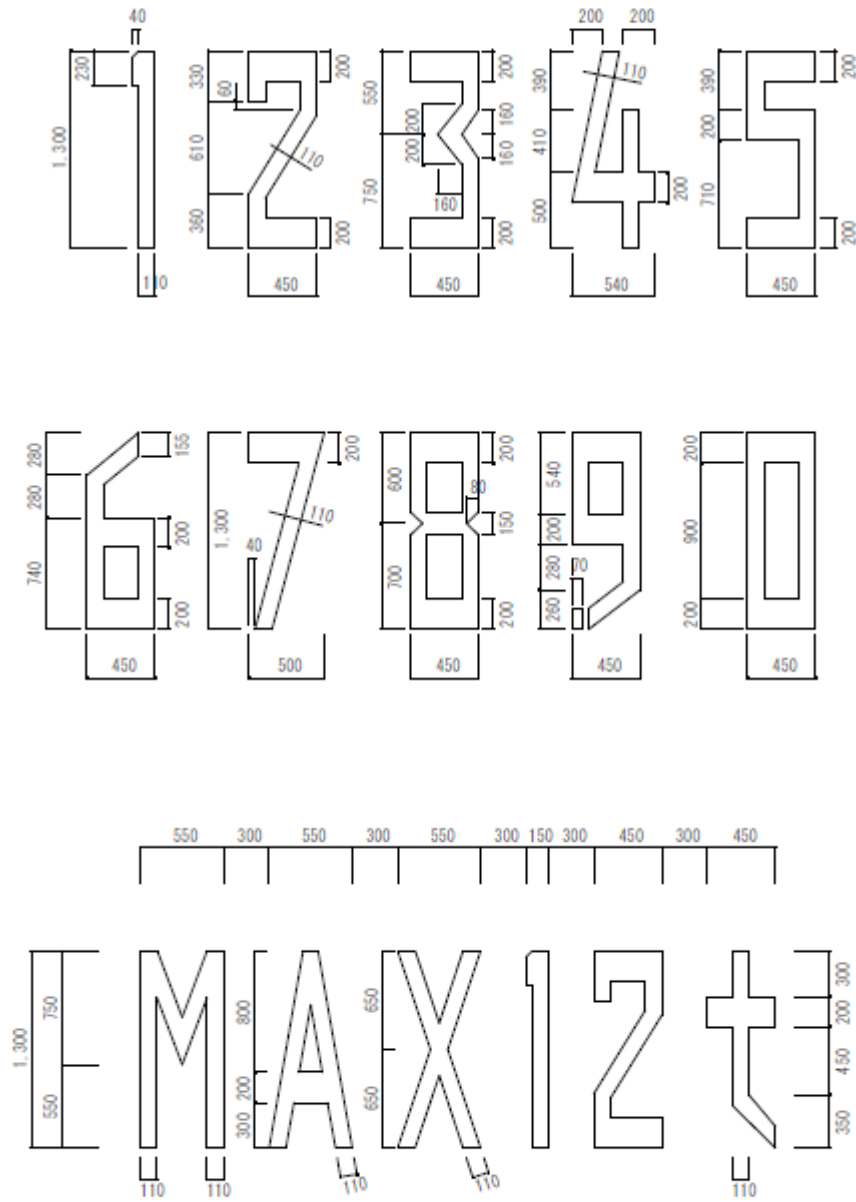
緊急救助用スペースの場合は、転移表面を垂直上方5mまで移行可能

別 図 4



単位はmmとする。

認 識 番 号 図 面



- ※ ・ 単位はmmとする。
- ・ 特記なき線は幅110mmとする。

待 避 標 識



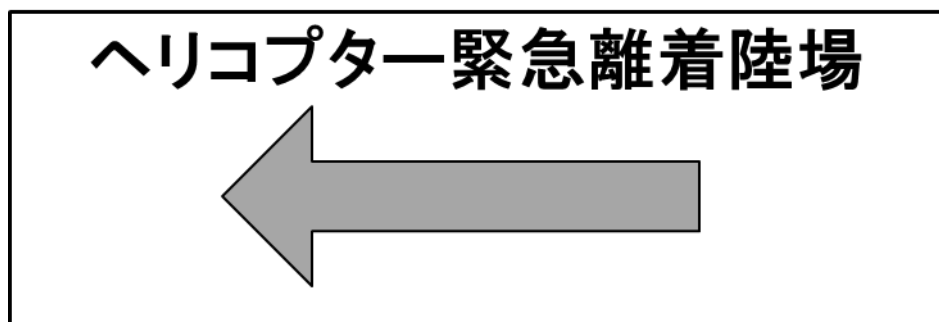
- (1) 標識の大きさは、1,250mm×350mmとすること
- (2) 標識の材質は問わない。（床に直に記載してもよい。）
- (3) 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること
- (4) 文字の大きさは、75mm角とし、字体はゴシックとすること
- (5) 枠、文字の幅については問わない。

案 内 標 識

- (1) 原則として白地に文字および矢印は赤色とする。
(矢印の方向等は、設置する場所に応じて適時変更すること)
- (2) 標識の大きさ、材質および文字の大きさ、字体は問わない。
- (3) ホテル等については英文併記が望ましい。

緊急離着陸場「EMERGENCY HELIPORT」

緊急救助用スペース「EMERGENCY RESCUE SPACE」



※緊急救助用スペースの場合は、「ヘリコプター緊急救助用スペース」と表示する

緊急離着陸場等設計届出書

年 月 日

様

届出者住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

届出番号

種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/> H		緊急救助用スペース <input type="checkbox"/> R	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地				
	TEL()			
施 工 者 名称・所在地				
	TEL()			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建	m ² ・延	m ²
	階 数	地上	階、地下	階、PH 階
	軒 高 さ		m	最高高さ m
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()				
非常用EV設置数 () 屋上着床の有無： 無・有 () 基				
H・R床面構造等	構造 ()・大きさ () m× () m・() t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床	待避場所面積		m ²
着陸区域 照 明 設 備	照 明 灯 数		機種()・光度()cd・使用電球()w	
	境 界 灯 数		機種()・光度()cd・使用電球()w	
消防用設備等	消火器(基)・連送放水口(単口： 口)・連絡装置種別()			
その他設置設備				
竣工予定年月日	年 月 日 予定			

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

様

届出者住所 _____

電話 _____

氏名 _____

緊急離着陸場等の設置完了について、次のとおり届け出ます。

認識番号

種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/> H		緊急救助用スペース <input type="checkbox"/> R	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地	TEL()			
施 工 者 名称・所在地	TEL()			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建 延		m ² m ²
	階 数	地上	階、地下	階、PH 階
	軒 高 さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()				
非常用EV設置数 () 屋上着床の有無： 無・有 () 基				
H・R床面構造等	構造 ()・大きさ () m× () m・() t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積	m ²
着陸区域 照 明 設 備	照 明 灯 数		機種()・光度()cd・使用電球()w	
	境 界 灯 数		機種()・光度()cd・使用電球()w	
消防用設備等	消火器(基)・連送放水口(単口： 口)・連絡装置種別()			
その他設置設備				
防災センター等緊急時連絡先：() TEL ()				
竣工年月日：	年	月	日	消防同意： 年 月 日 第 号

緊急離着陸場等届出事項変更届出書

年 月 日

様

届出者住所 _____

電話 _____

氏名 _____

緊急離着陸場等の設置届出事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

		認識番号	
種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/> H	緊急救助用スペース <input type="checkbox"/> R	
名 称			
所 在 地			
竣 工 年 月 日			
変 更 事 項			
変 更 理 由			
添 付 書 類			